



お子さんをお預かりします

ショートステイ、トワイライトステイ(子育て短期支援事業)

病気や仕事の都合など、一時的にお子さんを家庭で養育できない保護者に代わって、お子さんをお預かりします。

数日預かってほしい

(ショートステイ)

一時的に養育が困難となった場合に
短期間お子さんをお預かりします

*期間:原則 7 日以内

夜間や休日だけお願いしたい

(トワイライトステイ)

仕事、冠婚葬祭などで夜間又は休日
不在となり養育することが困難な場
合に、お子さんをお預かりします

＝お預かりする施設＝

・2 歳未満児

施設:鶴岡乳児院(鶴岡市道形町 49 番地 6 号) 電話番号:0235-22-1317

・2 歳以上児、緊急一時保護の保護者

施設:七窪思恩園(鶴岡市下川字窪畑 1 番地 288) 電話番号:0235-75-2230

＝利用者負担金＝

利用者負担区分		利用料(日額)		
		ショートステイ	トワイライトステイ (夜間)	トワイライトステイ (休日)
生活保護世帯	2 歳未満児	0 円	0 円	0 円
	2 歳以上児	0 円	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	2 歳未満児	1,100 円	300 円	600 円
	2 歳以上児	1,000 円	300 円	600 円
その他の世帯	2 歳未満児	5,350 円	1,500 円	3,000 円
	2 歳以上児	3,000 円	1,500 円	3,000 円

*生活保護世帯:配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭世帯で、市町村民税非課税世帯。

*市町村民税非課税世帯:母子世帯等及び児童扶養手当法に規定する養育者の世帯。ただし、生活保護世帯の利用者負担区分に該当するものを除く。

＝留意事項＝

- ・利用決定までお時間をいただく場合があります。余裕をもって事前に申請をお願いします。
- ・原則として、施設までの送迎は保護者の方をお願いします。
- ・お子さんや家族が感染症の病気の場合、ご利用できない場合があります。
- ・詳細は下記までお問合せください。

お問合せ・申し込み先

庄内町 子育て応援課 こども家庭センター(こども家庭支援係) 電話:0234-42-0897